

……委員一位ニ可決

第三節 議案

労働立法促進委員会ニ対スル態度決定ノ件

説明 中央委員 野村 隆

了スルトト、トノ既被選出議合ノ際、然レ曰、盟ヲ右翼聯盟委員  
合ヲ但、然レ提議了各野村、其意見ヲ經テ十二月五日第二回協議  
会ニ催スルニト、元々トアリ、之カ中、大会延期ノ干渉態度ヲ決定スル  
遊ビニナリ、セシ各カ聯盟トシテハ、私カ傍聴トシテ出席シタノアリ  
ニ、今、此ノ状況カラシマシテ右翼野村、之ヲ支持スルコト、存シ之カ  
吾カ中央委員ニ於テモ参加ノ意見カ多敷テ了リ云ト遊ハ、……  
原案通り 可決

第四節 議案

見習員ニ労働組合加入禁止ニ于スル件

説明 代議員 小池 作 云

今日迄労働組合加入ニ于テ、存シ之スモノハ、宜イカ、今、加入セシトスル  
モノハ、絶対ニ悪ニ其ノ理由ハ、未タ、事業指導者、取中ニアルカ、然レ労働  
運動ニ加入スルコトハ、指導上支障アルトイフ、而シテ、私共カ考ルニ、當局ノ  
意思ニ至理カラント考ルカ、吾々労働者、仮令見習ト云ハ、労働条件  
ハ、合一アルカ、苟ニ労働条件ヲ持有、労働運動ニ加入スルコトハ、當テ、ア  
ルト思フ、未タ、思想、思定ナラザル青年ヲ吾々聯盟ノ思定ナル指導者、能  
ク、……、左翼精神ヲ擁護スル方法トモ、為ルト認……  
原案通り 可決

第五節 議案

工務規則 第八條ニ思想不健全ニシテ工場管理上支障了